

子育て支援住宅整備助成事業申請の手引

この手引は、福生市内に東京都が認定をする「東京こどもすくすく住宅」のうち、セーフティモデルを整備する際の整備費用の一部を福生市が助成する「子育て支援住宅整備助成事業」について、申請方法をまとめたものです。

申請に当たっては、この手引をよく御確認いただき手続を行ってください。

また、不明な点がありましたら、お気軽にお問合せください。

<目次>

1	東京こどもすくすく住宅認定制度について	2 ページ
2	子育て支援住宅整備助成事業について	3 ページ
3	申請手続について	5 ページ
4	担当窓口等（問合せ先）	8 ページ

1 東京こどもすくすく住宅認定制度について

(1) 制度の概要

東京こどもすくすく住宅認定制度は、居住者の安全性や家事のしやすさなどに配慮された住宅で、かつ、子育てを支援する施設やサービスの提供など、子育てしやすい環境づくりのための取組を行っている優良な住宅を東京都が認定する制度です。

認定を受けた住宅は東京都のホームページ等でも公開され、PR が行われます。

制度の詳細は、東京都のホームページを参照ください。

東京こどもすくすく住宅認定制度のホームページ URL

https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/juutaku_seisaku/child-care-seido.html

(2) 東京こどもすくすく住宅認定制度の対象住宅の主な要件

- ・ 分譲又は賃貸の集合住宅であること
- ・ 住戸の戸数が2戸以上であること
- ・ 住戸専有面積が45㎡以上であること（認定モデルがアドバンストモデルの場合は、50㎡以上）
- ・ 東京都が定める認定基準を満たした住宅であること
- ・ その他法令に違反していないこと

(3) 東京こどもすくすく住宅認定制度の認定モデル

「東京こどもすくすく住宅」には、認定基準の適合度合に応じて、①セーフティモデル、②セレクトモデル、③アドバンストモデルの3モデルがあります。

① セーフティモデル	子どもの安全の確保に特化したモデル
② セレクトモデル	事業者の特色を生かした設備等の選択が可能なモデル
③ アドバンストモデル	設備等の充実に加え、コミュニティ形成などソフト面も重視したモデル

※ 福生市の子育て支援住宅整備助成事業で助成できる費用は、上記の認定モデルのうち、「セーフティモデル」の集合住宅を整備する場合のみです。

※ 福生市の助成対象にならない場合であっても、東京都が行う整備費用の補助制度を受けられる場合もあります。

2 福生市の子育て支援住宅整備助成事業について

(1) 制度の概要

子育て支援住宅整備助成事業は、子育て世帯に配慮した住宅の供給促進を図ることを目的に、東京こどもすくすく住宅の認定（セーフティモデルに限る）を受けた集合住宅を福生市内で整備する場合に、整備に要する費用の一部を助成する事業です。

(2) 助成対象住宅

子育て支援住宅整備助成事業の助成対象となる住宅は、市内の集合住宅（新築か既存集合住宅を改修するものかは問いません。）であって次の要件をすべて満たすものです。

ア 新築の集合住宅である場合は、当該住宅の全戸数の5分の1以上が東京こどもすくすく住宅（セーフティモデルに限る）としての認定を受けていること。ただし、当該住宅に次に掲げる①又は②の住宅が含まれる場合は、その住宅の戸数を当該住宅の全戸数から除きます。

① 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅

② 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第2条第1項に規定する住宅確保要配慮者向けの住宅

イ 東京こどもすくすく住宅の認定を10年以上継続するものであること。

ウ 建築基準法（昭和25年法律第201号）、福生市まちづくり景観条例（平成18年条例第41号）、福生市宅地開発等指導要綱（平成17年4月1日決定）その他関係法令等に適合した建築物であること。

(3) 助成対象整備費用

子育て支援住宅整備助成事業の助成対象となる整備費用は、(2)の助成対象住宅の整備に係る工事費用であって、子育て支援住宅整備助成金以外の補助金等を受けていない費用となります。

ただし、工事費用の内訳などから、子育て支援住宅整備助成金の対象となる費用とそれ以外の費用とを明確に分けることが可能である場合には、他の補助金等を併用できる場合があります。

併用できる例)

地上5階建ての分譲集合住宅で、地上1階から4階部分に東京こどもすくすく住宅（セーフティモデル）を整備し、地上5階部分に東京こどもすくすく住

宅ではない一般住宅を整備する場合で、地上1階から4階部分の費用に対して子育て支援住宅整備助成金を活用し、地上5階部分の費用に対して他の補助金等を活用する。

(4) 助成対象者

子育て支援住宅整備助成事業の助成対象となる者は、次の要件をすべて満たす者になります。

- ア 集合住宅の所有者又は管理者で東京こどもすくすく住宅認定制度要綱第6の1の設計認定書又は同要綱第11の1の認定書の交付を受けた事業者(認定事業者)であること。ただし、共有名義の集合住宅の場合にあっては、本助成金の一切について、助成対象者以外の共有者全員の承諾を得ていること。
- イ 認定事業者及び共有者全員が地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する市税の滞納がないこと。
- ウ 認定事業者及び共有者全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(5) 助成金の額

子育て支援住宅整備助成事業の助成金額は次のとおりです。

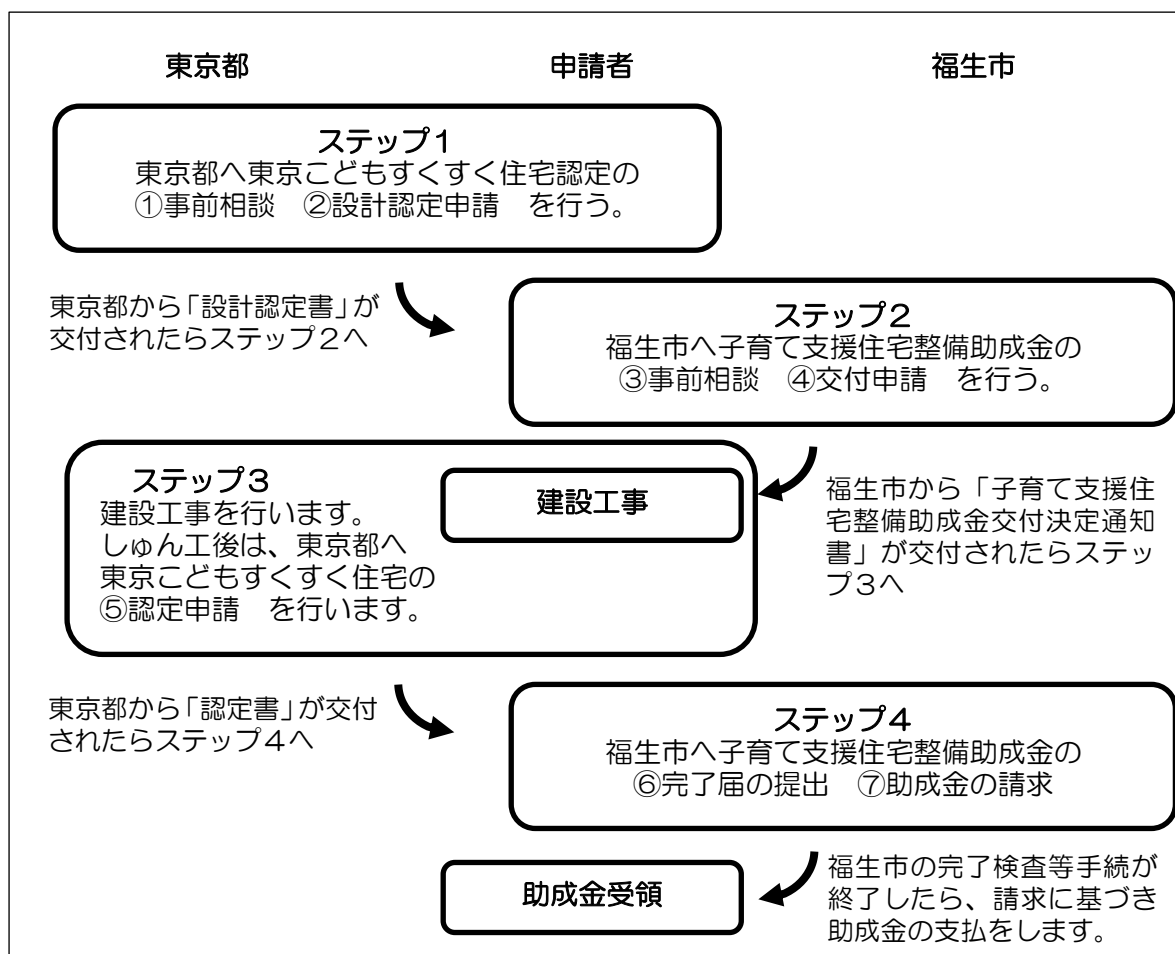
集合住宅の区分		1戸当たり金額	上限金額
新築	分譲	156,200円	6,250,000円
	賃貸	625,000円	
改修	分譲	312,500円	
	賃貸	812,500円	

ただし、助成対象となる整備費用が上記の金額に満たない場合は、その金額が助成額になります。

3 申請手続について

子育て支援住宅整備助成金の申請は、大きく分けて4つのステップで手続が進みます。

<手続全体の流れ（イメージ）>



(1) ステップ1 東京都への事前相談・設計認定申請

福生市へ手続を行う前段階として、東京都に対して、「東京こどもすくすく住宅認定制度」の手続を進める必要があります。

手続の相談や詳細は、東京都の担当部署へ問合せてください。

① 事前相談 ②設計認定申請

東京都から、東京こどもすくすく住宅の「設計認定書」が交付されたらステップ2に進んでください。

(2) ステップ2 子育て支援住宅整備助成事業の事前相談・交付申請

福生市の子育て支援住宅整備助成事業の申請手続です。

③ 事前相談

福生市で、助成対象となることを事前に確認するための手続です。

<必要書類>

- ・ 子育て支援住宅整備助成対象工事事前相談票
- ・ 助成対象工事の内容が確認できる図面
- ・ 東京こどもすくすく住宅の設計認定書の写し

④ 交付申請

<必要書類>

- ・ 子育て支援住宅整備助成金交付申請書
- ・ 東京こどもすくすく住宅の設計認定書の写し
- ・ 助成対象工事の契約書及び見積書等の助成対象整備費用が分かるもの。
- ・ 助成対象工事の内容が確認できる図面、工程表等

※ ③事前相談時に提出している書類と同じものがある場合は、添付を省略できます。

福生市で交付申請内容の審査を行い、結果を通知します。

実際の建設工事の開始（着工）は福生市から「子育て支援住宅整備助成金交付決定通知書」を受け取ってから行ってください。

(3) ステップ3 建設工事の着工・東京都の認定

実際の建設工事を進め、工事が完了（しゅん工）したら、東京都へ東京こどもすくすく住宅の認定申請手続を行う必要があります。

手続の相談や詳細は、東京都の担当部署へ問合せてください。

⑤ 認定申請

東京都から、東京こどもすくすく住宅の「認定書」が交付されたらステップ4に進んでください。

(4) ステップ4 福生市への助成金請求

福生市の子育て支援住宅整備助成事業の完了手続及び助成金の請求手続です。

⑥ 完了届の提出

福生市で、助成対象工事が完了したことを確認するための手続です。

<添付書類>

- ・ 子育て支援住宅整備助成対象工事完了届
- ・ 東京こどもすくすく住宅の認定書の写し
- ・ 助成対象工事の施行前、施行中及び施工後の写真
- ・ 助成対象工事の領収書及び費用明細書の写し

※ 上記以外にも書類の提出を求める場合があります。

完了届の内容を確認後、「子育て支援住宅整備助成金交付額確定通知書」により、助成金額の通知を行います。

⑦ 助成金の請求

⑥で福生市から助成金額を通知する際に、「子育て支援住宅整備助成金交付請求書」を同封しますので、必要事項を記載して福生市へ請求してください。

福生市が請求書を受け取ってから、おおむね2週間から1か月で指定の口座に助成金の振り込みを行います。

振込日の通知は行いませんので、通帳の記帳などで御確認ください。

(5) その他の手続について

・ 交付決定後に工事内容の変更や中止等を行う場合の手続

「子育て支援住宅整備助成金交付決定通知書」による交付決定が行われた後に、何らかの理由で工事内容の変更や中止等を行う場合には、「子育て支援住宅整備助成対象工事内容変更・中止申請書」にその内容が分かる書類を添付して福生市へ提出する必要があります。

また、別途、東京都へ手続をする必要がある場合がありますので、東京都の担当部署へも確認をしてください。

4 担当窓口等（問合せ先）

（1）福生市 担当窓口

〒197-8501 東京都福生市本町5番地

福生市 都市建設部 まちづくり計画課 住宅係

電話 042-551-1961（直通）

（2）東京子どもすくすく住宅認定制度に関する問合せ先（参考）

所管団体 東京都 住宅政策本部 民間住宅部 安心居住推進課
子育て支援住宅担当

住所 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話 03-5320-5011 又は 03-5320-4907（直通）